令和8年10月29日

令和9年度上半期能美市体育施設利用希望予定調査について（依頼）

平素より市体育施設の運営に関し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、スポーツ人口の増加や競技種目が多様化している状況の中で、市民全体が市体育施設を有効かつ効率的に利用するため、令和9年度上半期（4月～9月）市体育施設利用希望予定調査を実施いたします。
つきましては、市体育施設の定期的な利用および大会等での利用を希望する団体は、裏面の記載要領により資料をご提出いただきますようお願いいたします。

記

☆調査対象団体
団体および会長または代表者の住所地（居住地）が能美市内に有し、団体構成員が10名以上であること。
また、団体構成員の2分の1以上が能美市民であること。
※団体要件の能美市民であることを確認する際に、能美市住民基本台帳を閲覧させていただくことがありますので、ご了承ください。

☆調査対象施設
能美市体育施設条例に記載されている施設（別紙の利用希望予定調査対象施設を参照してください。）
※小・中学校運動場（夜間照明施設除く）および同体育館は対象外です。

☆提出資料
- 利用希望予定表
- 登録団体構成員名簿

※用紙は根上体育館・寺井体育館・物見山総合体育館・能美市ふるさと振興公社に置いてあるほか、市ホームページにおいて10月29日(木)から12月11日(金)までダウンロードできます。

☆提出先・問い合わせ先 〔FAX もしくは持参によりご提出ください〕

根上地区体育施設について	根上体育館（TEL：0761-55-2896　FAX：0761-55-2899）
寺井地区体育施設について	寺井体育館（TEL：0761-58-5973　FAX：0761-58-5972）
辰口地区体育施設について	物見山総合体育館（TEL:0761-51-6460　FAX：0761-51-6466）
コミュニティセンター体育室について	能美市ふるさと振興公社（TEL:0761-52-8008　FAX：0761-52-8012）

☆提出期限　　令和8年12月11日(金)　必着
※期限を過ぎますと受付をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

～　裏面に続きます　～

令和9年度上半期能美市体育施設利用希望予定表　記載要領

この予定表は、市体育施設の効率的な利用を図るために提出していただくものであり、提出した予定表を申請書とみなし、調整結果をもって許可を受けたこととするため、定期利用に限り利用許可申請書を提出する必要はありません。（大会等の利用の場合は、利用許可申請書の提出が必要です。）

☆「団体名」、「代表者」および「連絡責任者」

提出日現在で記載してください。

（今後、変更する予定があり、既に団体名等が決定している場合は、その旨併記ください。）

また、電話番号は、施設利用予定の年次計画調整確認のほか、施設管理上必要な場合、関係部署にも供用することがあります。

☆①長期にわたる継続的な利用（定曜利用）

・「曜日」は、「毎週〇曜日」、「第1・第3〇曜日」のように記載してください。
・「利用予定施設」は、例えば「根上体育館アリーナ（半面）」のように記載してください。
・1 週間あたりの平日夜間（19 時 00 分から 21 時 30 分）および土日の使用は、1 施設につき 3 回までとします。
・これ以上の利用を希望する場合は、利用調整ではなく通常の予約（使用日の 3 ヶ月前から 1 週間前まで）にて行ってください。
・毎週日曜日の 19 時 00 分から 21 時 30 分の間は、管理者が定める体育施設において、専用利用および利用調整を行わないこととします。

☆②大会等での利用

・次の団体が主催する公式大会のみ対象とします。（練習試合等は記載しないでください。）
　a）能美市または能美市教育委員会
　b）能美市スポーツ協会もしくは能美市スポーツ協会加盟団体
　c）能美市ジュニアスポーツクラブもしくは能美市ジュニアスポーツクラブ加盟団体
　d）町会、町内会、公民館
　e）石川県スポーツ協会もしくは石川県スポーツ協会加盟団体
　f）石川県中学校体育連盟および能美中学校体育連盟
　g）能美市教育委員会が特別に認める団体
・「開催予定日」は、大会開催日を記載してください。（開催日が未確定の場合は、記載しないでください。）
・「利用予定施設」は、例えば「根上体育館アリーナ（半面）」のように記載してください。
・利用内容が特殊である場合や、特別な装置や舞台等を設置する場合は、その内容がわかる資料を添付してください。

【注意事項】

・利用希望予定表の提出後、利用予定が変更になった場合は、速やかに申し出てください。
・他団体と重なった場合は、協議に応じてください。
　なお、利用調整後であっても市および市スポーツ協会の事業と重複した場合は、同事業を優先します。ご了承願います。
・競技の特殊性や利用の頻度および施設の用途によって、利用を制限する場合があります。

【利用調整スケジュール】

・利用調整期間（令和8年12月12日～令和9年1月下旬）
　※調整が必要な場合、電話等で詳細な内容をお伺いすることがあります。
　※調整が困難な場合、相談や関係団体が集まって協議、もしくは、抽選の実施となることもあります。予めご承知ください。
　※調整期間中は、内容変更および取下げ以外の申し出には応じられません。
・利用調整結果通知（令和9年1月末発送予定）